㈡　実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等

(1)　実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、都道府県設定区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

その際、子ども・子育て支援制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めること。

この場合において、都道府県は、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成二十九年度末までに、㈠により定めた各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

都道府県は、保育の提供を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、当該事業者への情報の提供を適切に行う等、多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが必要である。

なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっては、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期と整合性がとれるよう、一の2の㈢に基づき、都道府県は市町村に一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、都道府県設定区域内の関係市町村の市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合には、円滑な調整を図ることが必要である。

なお「待機児童解消加速化プラン」等により、認可外保育施設の認可施設への移行を支援しているところであるが、当分の間、イ及びウについては、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制の確保について、イ及びウに定める確保の内容に加えて記載することを可能とする。

ア　法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）

イ　法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　特定教育・保育施設

ウ　法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）

(2)　都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

ア　都道府県の認可、認定に係る需給調整の基本的考え方

㋐　都道府県知事は、認定こども園法第三条第七項の規定により、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下㋐において同じ。）に関する認定の申請があった場合において、当該認定こども園が所在する都道府県設定区域における次のａからｃまでに掲げる利用定員の総数が、それぞれ次のａからｃまでに定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）に既に達しているか、又は当該認定申請に係る認定こども園の設置によってこれを超えることになると認めるときは、認定こども園の認定をしないことができる。

この際、都道府県知事は、当該認定申請に係る認定こども園が、同条第五項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同条第一項又は第三項の条例で定める基準に適合している場合は認定するものとすることとされているため、認定に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

ａ　特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）　特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

ｂ　特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）　特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

ｃ　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

㋑　都道府県知事は、認定こども園法第十七条第六項の規定により、幼保連携型認定こども園に関する認可の申請があった場合において、当該幼保連携型認定こども園が所在する都道府県設定区域における㋐のａからｃまでに掲げる利用定員の総数が、それぞれ㋐のａからｃまでに定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）に既に達しているか、又は認可申請に係る幼保連携型認定こども園の設置によってこれを超えることになると認めるときは、幼保連携型認定こども園の認可をしないことができる。

この際、都道府県知事は、当該認可申請に係る幼保連携型認定こども園が、同条第二項の規定に基づく基準に該当し、かつ、認定こども園法第十三条第一項の条例で定める基準に適合している場合は認可するものとすることとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

㋒　都道府県知事は、児童福祉法第三十五条第八項の規定により、保育所に関する認可の申請があった場合において、当該保育所が所在する都道府県設定区域における次のａ及びｂに掲げる利用定員の総数が、それぞれ次のａ及びｂに定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）に既に達しているか、又は当該認可申請に係る保育所の設置によってこれを超えることになると認めるときは、保育所の認可をしないことができる。

この際、都道府県知事は、当該認可申請に係る保育所が、同条第五項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同法第四十五条第一項の条例で定める基準に適合している場合は認可するものとすることとされているため、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

ａ　特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）　特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

ｂ　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

イ　保育の提供体制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整